静岡県労働委員会告示第2号

労働委員会が保有する公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱(平成17年静岡県労働委員会告示 第1号)の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

静岡県労働委員会会長 安間 龍 彦

					时间乐刀倒女只云云区 女 间 能 彦			
改正前				改正後				
別表 (略)			別表 (略)					
	公文書	開示の実	<i>∧ #s</i> =		公文書	開示の実	∧ <i>₩</i> ≖	
	の種類	施の方法	金額		の種類	施の方法	金額	
	1 文書又は図画	(1) 写しの交 付 <u>日本工</u> 以 下 J I S J A 4 A 3 のいてに B 4 又無行う限 る。)	(略)		1 文書又 は図画	(1) 写しの交 付 <u>日本産</u> (1) 写しの交 付 <u>規格</u> (1) I S J A 4 A 3 のいの 日 4 A 3 のいの に る。)	(略)	
		(略)				(略)		
	(略)				(略)			
	備考 (略)				考 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。